

非常災害時の措置について(保存用)

大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合の措置

1. 大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合の措置

- (1) 【午前7時現在、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されている場合】 【午前7時以降、始業時刻までに、大阪市に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合】は臨時休業となります。また、当日の学校行事も中止・延期となります。
- (2) 児童が登校した後、「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合は、授業をとりやめ、児童引き渡し等の措置を取ります。

2. 連絡方法

- (1) テレビ、インターネット等の午前7時現在の気象情報でご確認ください。
- (2) 当日は学校からメール配信（ミマモルメ「一斉メールサービス」）にて連絡します。

3. 備考

- (1) 児童引き渡し時にお迎えが不可能なご家庭は、学校で一時お預かりしていますので、できるだけ早く学校まで迎えに来てください。
- (2) **暴風警報・特別警報以外の警報（大雨警報等）**では、原則臨時休業となりませんので、ご注意ください。
- (3) 警報による臨時休業に関する、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

地震等の災害があった時

1. 地震等の非常災害が起こった場合の措置

- (1) 午前7時現在、JR環状線とOsaka Metro（大阪メトロ）の両方の交通機関が全面運休している場合は、臨時休業となります。
- (2) 児童が登校した後、非常災害が起こった場合は、災害の状況に応じて学校長の判断のもと、安全確保を最優先して適切な対応の方法を講じます。

2. 備考

- 在校中に災害が起り、下校可能な場合には、児童引き渡し等の措置をとりますので、ご承知おきください。